

高美園通所介護事業所重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(事業所番号 3473600223)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービス・指定第1号通所事業を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 苦情の受付について（契約書第15条参照）
7. 緊急時の対応について
8. 非常災害の対策について
9. 虐待の防止に関する事項
10. 個人情報使用に係る同意について
11. 衛生管理および感染症対策について
12. 業務継続計画の策定等について
13. ハラスメントに関する事項

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 高宮美土里福祉会
(2) 法人所在地 広島県安芸高田市高宮町原田10380番地1
(3) 電話番号 0826-57-1586
(4) 代表者氏名 理事長 増元正信
(5) 設立年月 平成3年3月30日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・指定第1号通所事業通所介護事業所
(2) 事業所の目的 要介護状態・要支援状態（以下「要介護状態等」）である高齢者に対し、適正な指定通所介護・指定第1号通所事業通所介護を提供することを目的とする。
(3) 事業所の名称 高美園通所介護事業所
(4) 施設の所在地 広島県安芸高田市高宮町原田10380番地1
(5) 電話番号 0826-57-1260
(6) 管理者 施設長 岩崎 猛
(7) 当施設の運営方針 利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り安心のあるサービスを提供する。
(8) 開設年月 平成3年4月1日
(9) 利用定員 30人

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 安芸高田市全域

*送迎距離、利用者の状況等を総合的に勘案して通常の送迎の実施地域以外でも送迎を行うことがあります。

- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日
受付時間	8:30～17:30
サービス提供時間	9:40～15:45

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスと指定第1号通所事業通所介護事業を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	通所介護・通所型サービス	
	指定基準	配置要員
1. 事業所長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員（兼務）	4名	4名以上
3. 生活相談員（兼務）	1名	1名以上
4. 看護職員（兼務）	1名	1名以上
5. 機能訓練指導員（兼務）	1名	1名以上

*1 機能訓練指導員は看護師が兼務しています。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間 8:30～17:30
2. 生活相談員	
3. 看護職員	
4. 機能訓練指導員	

機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。）

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）*

以下のサービスについては、利用料金の一部(9割～7割)が介護保険から給付されます。職員配置等の施設体制、ご契約者の状況に応じて実施した場合に算定を行いません。

1. 通所介護サービスの概要

①排泄

・ ご契約者の状態に合わせて排せつの介助を行います。

②入浴

・ 入浴（一般浴・シャワー浴・機械浴）を行った場合に算定を行いません。

③個別機能訓練

・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施した場合に算定を行いません。

④栄養改善

・ 低栄養状態にある又はそのおそれのあるご契約者に対し、管理栄養士や看護職員等が栄養ケア計画を作成し、これに基づくサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等のサービスを実施した場合に算定を行いません。

⑤口腔機能向上

・言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能改善のための口腔清掃・摂食・嚥下機能に関する訓練を実施した場合に算定を行いません。

⑥運動器機能向上

・機能訓練指導員を中心に、看護職員・介護職員が共同し運動機能向上を目的とし、個別に実施した場合に算定を行いません。

⑦サービス提供体制強化

・介護職員の総数の 50%以上の介護福祉士の人員配置を行います。

⑧認知症

・認知症高齢者を積極的に受け入れ、認知症介護に係る研修を終了した職員の配置を行なった場合に算定を行いません。

⑨中重度者ケア体制

・中重度の要介護者を積極的に受け入れ、サービスの提供時間帯を通じて看護職員の配置及び介護職員等の加配職員配置を行なった場合に算定を行いません。

2. 指定第1号通所事業の概要

次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとします。

- ① 生活指導（相談・援助等）、レクリエーション
- ② 機能訓練
- ③ 健康チェック
- ④ 送迎
- ⑤ アクティビティ など

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 4 条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

サービスの概要と利用料金

①食事の提供

ご契約者に提供する食事の費用です。

●料金：一食あたり 650 円（おやつ代含む）

②レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

●利用料金：材料代等の実費をいただく場合があります。

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

●1 枚につき 10 円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

●紙パンツ代：100円

(3) 利用の中止、変更、追加（契約書第4条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |

があります。

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

料金・費用（※別紙 料金表参照）は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月15日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：JA、郵便局

イ. 指定口座への振り込み

【JA】ひろしま農業協同組合 高宮支店 普通預金 0675165

特別養護老人ホーム 高美園

【郵便局】ゆうちょ銀行 15110 267883921

トクベツヨウゴロウジンホーム タカミエン

ウ. 窓口での現金支払

6. 苦情の受付について（契約書第15条参照）

社会福祉法82条の規定により、当法人の提供するサービスについてのご契約者からの苦情に適切に対応するため、以下のような体制を整備しています。

(1) 苦情受付窓口の設置

連絡先	電話 0826-57-1586 FAX 0826-57-0267		
担当者	苦情解決責任者	岩崎 猛	施設長
	苦情受付担当者	谷本 美千子	課長
受付時間	8:30～17:30	左記以外の時間においても事業所担当者において受付します。	

苦情を受け付けた場合、苦情内容を正確に苦情処理受付簿に記入します。

(2) 苦情解決の方法

①苦情原因の把握

ご契約者から受付けた苦情内容を確認するとともに、今後の対応や予定を説明し了解を得ます。必要に応じて、第三者委員へ報告します。

第三者委員

氏名	社会的立場（公職）	連絡先
北 森 智 視	安芸高田市福祉保健部保険医療課長	安芸高田市福祉保健部保険医療課 0826-42-5618
加古山紀美恵	安芸高田市民生委員児童委員	0826-57-1216
佐々木良三	安芸高田市民生委員児童委員	0826-54-0752

②検討会の開催

苦情内容の原因を分析するため、関係者の出席のもと、対応策の協議を行います。

③改善の実施

苦情申出人に対し、対応策を説明して同意を得るように努めます。改善を速やかに実施して、改善状況を確認します。

④解決困難な場合

保険者に連絡し、助言・指導を得て改善を行います。また、解決できない場合には、国民健康保険団体連合会への連絡も検討します。

⑤広島県社会福祉協議会、広島県国民保険団体連合会、市町の紹介

本事業所で解決できない苦情は社会福祉協議会、国民健康保険団体連合会、市町などに申し立てることができます。

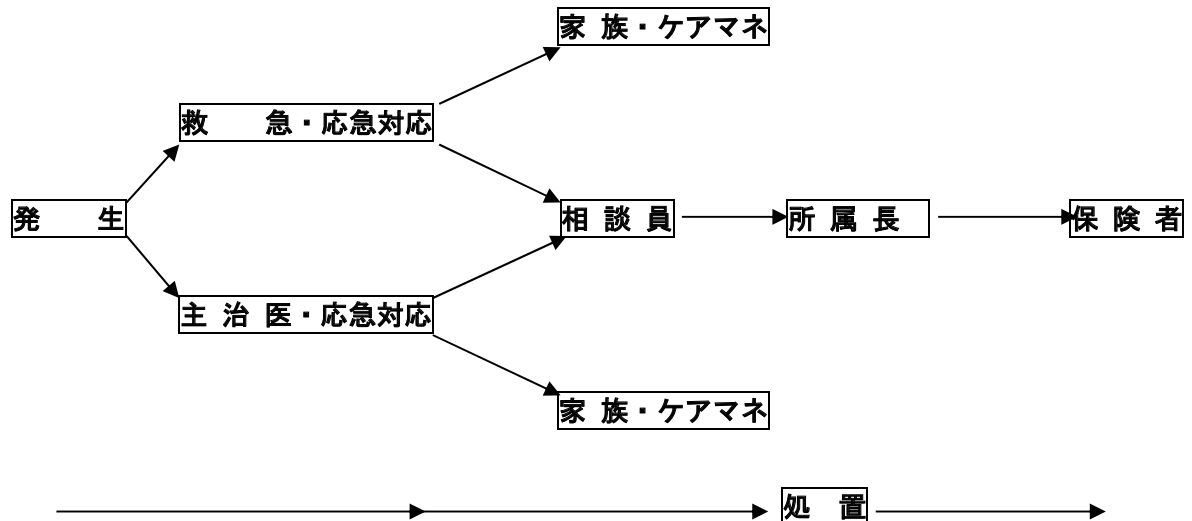
(3) 行政機関その他苦情受付機関

安芸高田市福祉保健部 保険医療課	所在地：安芸高田市吉田町吉田791 電話番号：(0826)-42-5618 FAX：(0826)-42-2130 受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日は除く）
広島県社会福祉協議会 広島県福祉サービス運営 適正化委員会	所在地：広島市南区比治山本町12-2 電話番号：082-254-3419 FAX：082-569-6161 受付時間：8:30～17:00（土・日・祝日は除く）
広島県国民健康保険団体 連合会 介護保険課 介 護第二係	所在地：広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電話番号：082-554-0782 FAX：082-511-9126 受付時間：8:30～17:15（土・日・祝日は除く）

7. 緊急時の対応について

サービス提供時にご契約者の病状が急変した場合や事故が発生した場合、その他必要な場合は、主治医等と連携を取りながら適切な対応を行うとともに、ご契約者のご家族に連絡・報告等を行います。また、必要に応じて関係機関に対して報告等を行います。

事故発生時の対応



8. 非常災害の対策について

非常時の対応	別途に定める消防計画書に添って対応を行います。
避難訓練	別途に定める消防計画書に添って 年3回 昼間を想定した避難訓練を行っています。ご利用者の方も参加して実施しています。
防災設備	スプリンクラー・自動火災報知機・誘導灯・ガス漏れ報知機・防火扉・シャッター・屋内消火栓・消火器・非常通報装置・非常用電源あり。カーテン等は、防災のものを使用しています。
消防計画等	安芸高田市消防本部へ届け出ています。

9. 虐待の防止に関する事項

事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備することとします。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施します。
- (4) 上記の措置を適切に実施するための担当者を置きます。

事業者はサービス提供中に、当該事業所従業員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に報告します。

10. 個人情報使用に係る同意について

ご利用者およびそのご家族の個人情報については、次に記載することにより必要最小限の範囲内で使用することをお約束いたします。

使用する目的

- (1) 事業者の内部での利用にかかる利用目的
 - ① 介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
 - ② 介護保険事務
 - ③ 介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち、
 - ア) 入退所等の管理
 - イ) 会計・経理
 - ウ) 介護事故、緊急時等の報告
 - エ) 当該利用者の介護・医療サービスの向上
- (2) 他の介護事業者等への情報提供をとまなう利用目的
 - ① 当該事業者等が利用者等に提供する介護サービスのうち次のもの
 - ア) 当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）照会への回答
 - イ) その他の業務委託
 - ウ) 利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - エ) 家族等への心身の状況説明
 - ② 介護保険事務のうち、
 - ア) 保険事務の委託
 - イ) 審査支払機関へのレセプトの提出
 - ウ) 審査支払機関または、保険者からの照会への回答
 - ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等

(3) 上記以外の利用

① 介護関係事業者の内部での利用に係る利用目的

ア) 介護関係事業者の管理運営業務のうち次のもの

- ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
- ・介護保険施設等の内部において行われる学生等の実習への協力
- ・介護保険施設等の内部において行われる事例研究
- ・内部監査人への情報提供

② 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

ア) 介護関係事業者の管理運営業務のうち次のもの

- ・外部監査機関、評価機関等への情報提供
- ・介護保険施設等の外部において行われる事例研究
- ・有事の場合の消防署や警察署等への情報提供

なお、上記(3)の利用についても利用者およびご家族のご意志に反する場合は、そのお申し出さえあれば、利用することはありません。その場合も、従来と変わらず適切な介護サービスを受けられることは変わりありません。

利用範囲

(1) 介護保険法で義務として明記されているもの

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業者等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等

(2) 行政機関等への対応として義務づけられているもの

- ① 市町による文書等提出の要求への対応
- ② 厚生労働大臣または都道府県知事による報告命令、帳簿書類等の提示命令等への対応
- ③ 都道府県知事による立入検査等への対応
- ④ 市町が行う利用者からの苦情に関する調査への協力等
- ⑤ 事故発生時の市町への連絡

使用する期間

契約日から契約終了時までとする

1 1. 衛生管理および感染症対策について

事業者は、利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずることとします。

- (1) 事業者は、感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を設置し、定期的に（おおむね6ヶ月に1回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ることとします。
- (2) 事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備することとします。
- (3) 事業所は、従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的に（年1回以上）実施します。

1 2. 業務継続計画の策定等について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な次の措置を講ずることとします。

- (1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に（年1回以上）実施します。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこととします。

1 3. ハラスメントに関する事項

事業者は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、ハラスメント防止法等の施行の情勢をうけ、これまで以上に職員間のみならず、ご利用者やそのご家族等との間でハラスメントの問題が生じることがないように、取組みをおこなっております。職場や介護の現場において行われる身体的暴力、精神的暴力および性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じるものとします。

令和 年 月 日

指定通所介護サービス・指定第1号通所事業通所介護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 高宮美土里福祉会 高美園通所介護事業所

説明者職名 生活相談員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービス・指定第1号通所事業通所介護の提供開始に同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____

代筆者（本人との続柄 _____）

住所 _____

氏名 _____

ご家族（本人との続柄 _____）

住所 _____

氏名 _____

※この重要事項説明書は、関係法令に基づき、ご利用者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

(令和7年4月改正)

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 平屋建

(2) 建物の延べ床面積 1, 538. 56㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

事業所名	事業所番号	定員等
特別養護老人ホーム高美園	3473600231	84名
高美園短期入所生活介護事業所	3473600249	16名
高美園訪問介護事業所	3473600207	
高美園居宅介護支援事業所	3473600041	
養護老人ホーム高美園	3473600579	30名

(4) 施設の周辺環境

日当たり良好、交通の便 中国自動車道高田インターチェンジ東側300m、
中国自動車道高速バス 美土里バス停より徒歩20分

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…………ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。30名の利用者に対して4名以上の介護職員等を配置しています。

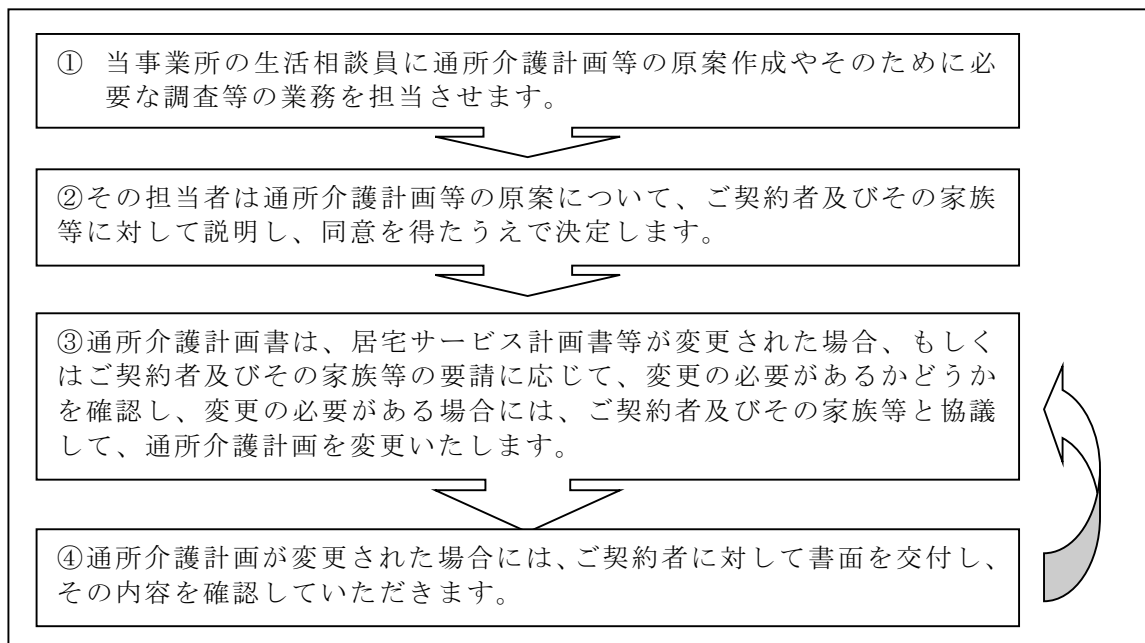
生活相談員…………ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名の生活相談員を配置しています。

看護職員…………主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。1名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…………ご契約者の機能訓練を担当します。1名の機能訓練指導員を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）等」の内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第12条、第14条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 13 条参照）

○施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

○事業所内での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第 11 条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。